

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林施業の集約化、間伐、路網整備等を推進するため、森林整備事業への財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成 29 年度以降も継続し、必要な財政措置を講じること。

さらに、木材の生産・供給、木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

2. 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、津波防護整備及び山地防災力強化など、総合的な治山事業を計画的に推進するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 病虫害防除対策を促進するため、財政措置を拡充すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など財政措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政措置を充実すること。

6. 水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採等について、水循環基本計画等に基づき適切な対策を講じること。